

北海道告示第11636号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第18号に掲げるかにかご漁業(オホーツク海海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年12月27日

北海道知事 鈴木直道

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
かにかご漁業(けがに)	網走南部海域	斜里郡と目梨郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から32度30分の線以北、網走市と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から15度30分の線以南の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	3月25日から8月31日まで	7隻	15トン未満	オホーツク総合振興局管内に住所を有する者	令和6年1月10日から同年2月9日まで	(1) 1. 許可の有効期間は、令和6年3月15日から令和7年3月14日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和6年3月15日から同年9月14日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 3. 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
同 上	網走中部海域	網走市と北見市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から15度30分の線以北、湧別町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から26度30分の線以南の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	3月20日から8月26日まで	9隻	同 上	同 上		(2) (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2)漁獲物は、必ず一度に全量を陸揚げし、所属漁業協同組合の指定する荷受機関の計量を受けなければならない。 (3)漁獲物の計量後は、けがにを船内に保持してはならない。 (4)けがにの累計漁獲量が別に定める量に達した場合は、操業を停止しなければならない。 (5)海中に敷設するかご数は、1,500個以内でなければならない。
同 上	網走北部海域	湧別町と紋別市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から26度30分の線以北、雄武町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から43度30分の線以南の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	3月15日から8月21日まで	27隻	同 上	同 上		(3) (6)かごの網目は、3寸8分(結節から結節までの長さが5.75センチメートル)以上の大きさでなければならない。 (7)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (8)次に掲げるかにかが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 脱皮直後のけがに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ ずわいがに カ べにずわいがに
同 上	枝幸海域	雄武町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から43度30分の線以北、枝幸町と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から45度00分の線以南の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	3月15日から8月21日まで	18隻	同 上	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者		(4) (9)5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (10)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (11)我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。
同 上	宗谷北部海域	枝幸町と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から45度00分の線以北、稚内市宗谷岬と樺太西能登呂岬を結ぶ線以東の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	3月15日から8月21日まで	27隻	同 上	同 上		(5)